

入院診療費の計算方法が変わりました



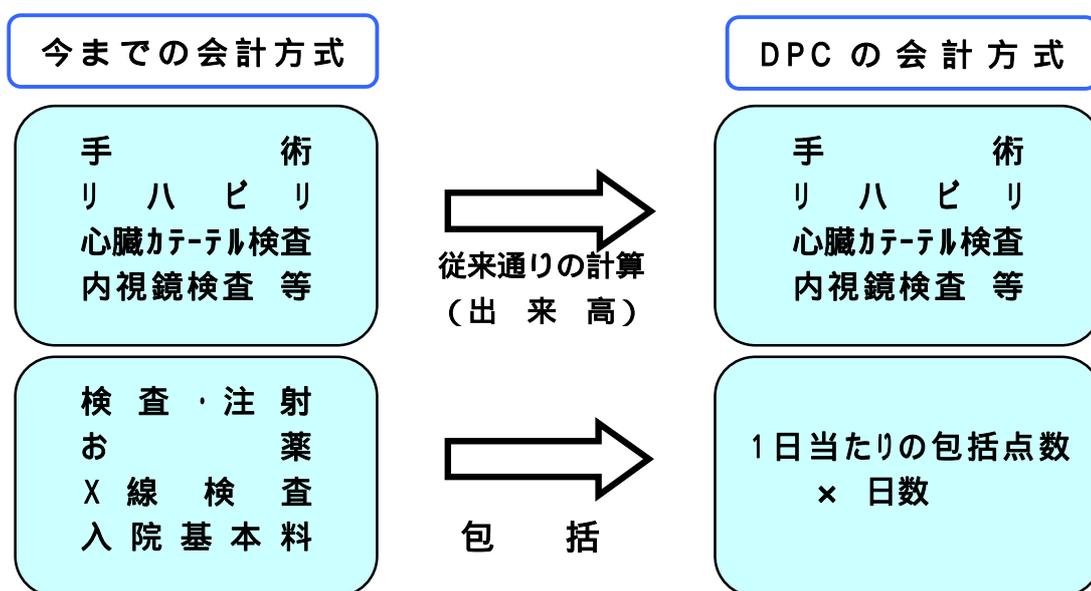
土谷総合病院は、厚生労働省が推進する急性期入院医療の包括評価（DPC）方式の対象病院に承認され、平成20年4月1日より入院診療費の計算方法が病気の種類と診療内容によって分類された『包括評価（DPC）』とよばれる区分に基づいて、あらかじめ国の定めた1日あたりの定額部分と出来高による部分を組み合わせて計算する方法に変わりました。

『包括評価（DPC）』計算方式とは、薬・検査・レントゲンなどの多くの診療内容を下記の図のようにまとめて評価する計算方法をいいます。

この新しい医療費の計算方式は、全ての患者様の入院医療費が『包括評価（DPC）』計算されるのではなく、一部例外的に出来高計算の場合もあります。

また、高額療養費制度の支給等については従来どおりの給付が受けられます。

DPC 会計方式のイメージ図



図のように、手術やりハビリ等は従来の請求と同じく出来高となります。また、検査・注射・お薬（退院時処方除く）は1日あたりの包括点数に含まれる事となります。

患者様の保険医療に係る一部負担金の支払方法は変わりません。

【包括評価（DPC）における診療費の内訳】

患者様へのご請求は、包括部分 + 出来高部分 となります。

尚、この他にお食事代や特別室料がある場合は、別途ご請求となります。

病院からのお願い

入院中に他の病気の治療を希望される場合

DPCの会計方式は、1つの病名に対して医療資源を集中して使用することで、出来る限り早く症状を安定させることを目的としています。そのため、緊急を要しない他の病気の治療を希望される場合は、退院後にお願いすることがありますので、ご了承ください。

服用中のお薬がある場合

当院または他の病院でのお薬を服用されている患者様は、薬剤管理上、必要となりますので、お手数ですが入院の際に服用されているお薬を全て持参してください。

ご不明な点がございましたら、1階医事課、病棟事務スタッフにお気軽にお尋ね下さい。

土谷総合病院